

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地内における人口は減少傾向が続いており、平成21年では平成11年に対して約13%減少している。(7,214人⇒6,257人)

65歳以上の高齢者の割合も増加しており、平成21年4月現在、中心市街地の高齢人口割合は約30%と市全体の約26%を大きく上回っており、高齢化が進行している。

(2) 街なか居住の推進の必要性

今市地区の中心市街地は、2つの鉄道駅があり、区域も比較的コンパクトであり歩いて行動できる範囲内に都市福利施設や商店街が立地している。

したがって、このような立地特性を活かし、地区住民の日常生活全般の利便性を高めることにより、街なか居住の推進を図ることが必要である。

また、高齢者が増加傾向にあることから、民間賃貸住宅を活用することで安全で安心して暮らせる街なか居住を推進し、中心商店街の空き店舗や空きテナントを活用して、地場農産物の販売施設や宅配サービスなどの生活支援サービスを充実させることにより、コンパクトで生活しやすい居住環境づくりが必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果を実証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 民間の優良賃貸住宅支援制度の創設</p> <p>○内容 民間の優良賃貸住宅への入居促進のために、市の独自制度を創設する。</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>日光市</p>	<p>中心市街地内の定住人口増加を図るために、民間の賃貸共同住宅への新たな入居者で、一定基準を満たすものに対して、市独自の家賃補助制度を創設する。これは、目標2「誰もが安心して暮らすための生活サービス・生活環境の享受と商業の活性化」の達成に必要である。</p>	<p>○支援措置の内容 単独事業</p> <p>○実施時期 H27</p>	
<p>○事業名 特定優良賃貸住宅制度の活用促進</p> <p>○内容 一定の条件をクリアした民間共同賃貸住宅の建設支援、家賃補助を行う。</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>日光市</p>	<p>中心市街地内の中堅所得者等に対して、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給拡大を図る。これは、目標2「誰もが安心して暮らすための生活サービス・生活環境の享受と商業の活性化」の達成に必要である。</p>	<p>○支援措置の内容</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>特定優良賃貸住宅等供給促進事業</p>

<p>○事業名 高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用促進</p> <p>○内容 一定の条件をクリアした民間共同賃貸住宅の建設支援、家賃補助を行う。</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>日光市</p>	<p>高齢化が進む中心市街地内において、高齢者が安全で安心して暮らせる高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用促進を図る。</p> <p>これは、目標2「誰もが安心して暮らすための生活サービス・生活環境の享受と商業の活性化」の達成に必要である。</p>	<p>○支援措置の内容</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>高齢者向け優良賃貸住宅制度</p>
<p>○事業名 民間による高齢者優良賃貸住宅の建設</p> <p>○内容 高齢者を対象とした賃貸住宅の整備を行う。</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>中心市街地内の買い物利便性のよい場所に高齢者を対象とした賃貸住宅を整備する。</p> <p>これは、目標2「誰もが安心して暮らすための生活サービス・生活環境の享受と商業の活性化」の達成に必要である。</p>	<p>○支援措置の内容</p> <p>○実施時期 H24～</p>	<p>高齢者向け優良賃貸住宅制度ほか</p>